

広報

# まつの

令和6年

6

月号  
June



第31回まつの桃源郷マラソン大会

## 5年振りの開催！第31回まつの桃源郷マラソン大会

4月14日(日)、「第31回まつの桃源郷マラソン大会」が開催され、県内外から924人のランナーが集いました。

開会式では松野鬼城太鼓の力強い歓迎太鼓が会場を盛り上げ、町内在住の武田宗佑さん、峻典さん、善夫さんが選手宣誓を行いました。

当日は晴天に恵まれ、924名の選手は3km・ハーフ(21.0975km)の2コースに分かれ、緑豊かでのどかな森の国松野町を力強く駆け抜けました。

閉会式ではハーフ各部門上位3位までの表彰が行われ、松野町特産品詰め合わせなどが贈られました。恒例の「お楽しみ抽選会」は、事前抽選で実施され、協賛各社、各団体提供のプレゼントが大勢の参加者に贈られました。

### 【ボランティアに感謝】

今回も交通整理や給水所運営等、多くのボランティアスタッフにご協力いただき、森の国のPRやサービス提供により無事大会運営ができました。ご協力いただいた皆さんに感謝いたします。

また、会場周辺やコース沿道では、交通規制等大変ご迷惑をおかけいたしました。ご協力ありがとうございました。



ハーフ男子中学生～34歳以下						
順位	ゼッケンナンバー	氏名	氏名カナ	所属クラブ	市町村名	記録
1	5027	山下 克尚	ヤマシタ カツタカ	明浜体協	東温市	1:11:42
2	5018	野中 健史	ノナカ タケシ	吉田浜クラブ	松山市	1:15:59
3	5024	菊池 諒	キクチ リョウ		松山市	1:19:03
ハーフ男子35歳以下～49歳以下						
順位	ゼッケンナンバー	氏名	氏名カナ	所属クラブ	市町村名	記録
1	5226	井上 直紀	イノウエ ナオキ		香川県	1:14:25
2	5272	門多 紀明	カドタ ノリアキ	かどた医院	東京都	1:19:14
3	5208	三河 淳	ミカワ アツシ	ランドスケープ	東温市	1:19:25
ハーフ男子50歳以上						
順位	ゼッケンナンバー	氏名	氏名カナ	所属クラブ	市町村名	記録
1	5556	門多星一郎	カドタ セイイチロウ		西予市	1:22:21
2	5526	妹尾 健	セノオ タケシ		岡山県	1:24:38
3	5637	佐伯 正義	サイキ マサヨシ	TRC	松山市	1:27:03
ハーフ女子中学生～34歳以下						
順位	ゼッケンナンバー	氏名	氏名カナ	所属クラブ	市町村名	記録
1	6006	寺阪 祐紀	テラサカ ユキ	愛媛県庁遊走会	八幡浜市	1:35:40
2	6004	柴田 桃里	シバタ モモリ		松山市	1:42:27
3	6017	古澤穂乃佳	フルサワ ホノカ		松前町	1:50:15
ハーフ女子35歳～49歳以下						
順位	ゼッケンナンバー	氏名	氏名カナ	所属クラブ	市町村名	記録
1	6140	二宮 歩美	ニノミヤ アユミ		宇和島市	1:30:34
2	6142	藤井 奈美	フジイ ナミ		宇和島市	1:47:28
3	6133	森 三佳	モリ ミカ	鬼北レディース	鬼北町	1:48:25
ハーフ女子50歳以上						
順位	ゼッケンナンバー	氏名	氏名カナ	所属クラブ	市町村名	記録
1	6218	相原 直美	アイバラ ナオミ	松山マスターズ	松山市	1:36:40
2	6213	岡島 由紀	オカジマ ユキ		高知県	1:49:46
3	6211	新堂 祥子	シンドウ ショウコ		八幡浜市	1:52:31

## ALT BTS (Beyond the story)

このコーナーでは、松野町の ALT（外国語指導助手）の母国の文化や、松野町での日常などを紹介しています。

今回は、ケイト先生が「フィリピンでの5月の過ごし方」について紹介します。

皆さんも、日本語訳にチャレンジしてみてください。

### [Tatak Pinoy: Beauty of May]

I want to talk about one of my favorite months if you are in the Philippines. It's the month of May. This time is the end of the dry season before the rainy season begins. May is one of the best months to travel and explore different places, especially beaches or mountains. May is also considered as the month of flowers. My family name, Flores means "flowers".

No matter where you go in the Philippines in May, you're sure to find an interesting event to witness. It could be a cultural, religious or culinary celebration. There are also many harvest festivals around the country. Other celebrations like "fiestas" happen during this time. Locals might even invite you to celebrate a fiesta even if you are a complete stranger! Don't worry, this is customary for Filipinos. People generally welcome gatecrashers like old friends. You can eat lechon, pancit, lumpia and many more in various houses. May is really an interesting month for everyone.

(日本語訳)

私の好きな5月についてお話しします。この時期は乾季が終わり、雨季が始まる前の時期です。また、旅行をしたり、ビーチや山を探索したりするのに最適な月です。5月は花の月とも言われています。ちなみに、私の姓であるフローレスも「花」を意味します。

5月は、フィリピンのどこに行っても必ず興味深いイベントを見つけることができます。文化的なもの、宗教的なもの、または料理のお祝いなど、たくさんのイベントがあります。全国各地で収穫祭も数多く開催されます。この時期には「フィエスタ」などのお祝い事も行われます。たとえあなたがまったく知らない人であっても、地元の人がお祭りに招待してくれると思いますが、心配しないでください。これはフィリピン人の習慣で、誰でも旧友のように歓迎するのが一般的なのです。フィリピンの伝統料理であるレチョン、パンシット、ルンピアなどをさまざまな家で食べることができます。5月は本当に面白い月です。





## 令和6年能登半島地震を受けて

令和6年1月1日 石川県能登半島を最大震度7の大地震が襲いました。この災害により、241名の尊い命が犠牲となり、8万棟を超える住宅が全壊・半壊等の被害にあっています。

発災後、松野町から被災地である輪島市に対し、計4回、男性11名、女性1名の職員を派遣しました。実際に現地を見た職員は、「自然災害の恐ろしさを改めて感じた。」と振り返っていました。

愛媛県でも、4月17日23時14分、豊後水道を震源とする最大震度6弱の地震が発生しています。今月の防災安全コーナーでは、災害が起こったときに役立つ情報を紹介します。

**災害**は待ってくれません。いつ起こるか分からない災害に対し、万全に**備**えましょう。

## 派遣職員の声（3月26日～4月2日）

### ○輪島市内の様子

被災地の状況は、事前にテレビや新聞等で知っていたつもりでしたが、想像していたよりも酷い状況でした。倒壊した家屋、寸断された道路、変わり果てた観光地、たくさんの献花。街中に広がる非現実的な光景に、言葉を失いました。

ほとんどの家は全壊又は半壊し、緑・黄・赤の張り紙がされており、1階部分が完全に倒壊し、2階部分だけになった建物も数多く見受けられました。また、市役所や学校などの大きい施設も、地震の影響で傾いたり、大きなひび割れができるなどの被害に遭っていました。

また、水道管の修繕は部品不足等で思うように進まず、断水している地域も多く見られました。

しかし、このような厳しい状況のなか、道路整備が進み、流通が回復したことでスーパーやコンビニなどは少しずつ営業を再開していました。

### ○避難所について

私達が派遣されていた避難所では、輪島市職員と愛媛県チームが共同で避難所運営支援を行っていました。輪島市職員も被災者でありながら、辛い状況のなか業務に従事しており、同じ自治体職員としての使命と責任の重さを再認識しました。

被災され、大変な思いをされている現地の人たちからは「遠いところからありがとう。体調には気を付けてね。」とねぎらいの言葉をかけてもらい、人の強さと優しさを強く感じました。

断水していることで、風呂やトイレが使えず、被災者は避難所に設置されているトイレカーや簡易シャワーを利用しており、不便な思いを余儀なくされていました。

また、避難所では炊き出しが行われていました。被災者にとって、温かくて栄養が取れるご飯を提供してくれる炊き出しは、とてもありがたかったそうです。



③

派遣職員撮影



②

派遣職員撮影



⑤

派遣職員撮影



④

派遣職員撮影

写真①…火災により、大きな被害を受けた輪島朝市  
 写真②…真横に倒れたビル  
 写真③・④…倒壊した家屋により道路が寸断されている様子  
 写真⑤…津波により、流された家屋

### ○最後に

災害の恐ろしさ、自助・共助の必要性、備えることの重要性など、様々なことを学び、防災意識がより高まった8日間でした。

今回の派遣業務は私達にとって大変貴重な経験であり、今後はこの経験を活かして、町の防災・減災に努めていきたいです。そして、被災地の1日でも早い復興を願っています。

## 自助と共助を意識して

災害時、私たちが一番にできることは「自助」「共助」です。「自助」とは、自分自身の身の安全を守ることです。この中には家族も含まれます。「共助」とは、地域やコミュニティなどの周囲の人たちが協力して助け合うことです。市町村や消防、県や警察、自衛隊などの公的機関による救助・援助は「公助」と呼ばれていますが、「公助」だけでは被害が甚大な場合、人手が到底足りないことが予測されます。

松野町職員が派遣された石川県輪島市の鵜巣小学校(避難所)では、発災後すぐ地域住民が団結し、自主的に避難所の開設・運営をしていた。日頃から地域の人と密接な関係を築き、災害時は協力して助け合いましょう。

## 家族と備える

災害時、すぐに家族と会えるとは限りません。道路が寸断されたり、携帯電話がつながりにくいことが予想され、会えなかったり、連絡がとれなかったりする可能性があります。日頃から、家族で災害時の連絡手段や集合場所について話し合みましょう。

## 地域で備える

松野町では、自主防災組織を中心に様々な災害を想定した避難訓練を行っています。定期的に訓練に参加し、避難経路や避難場所、備蓄品などの確認を行いましょ。

また、災害図上訓練DIG(災害想像力ゲーム)などを活用し、自分が住んでいる地域を知ることも防災に繋がります。

## いま、**巨大地震**が起きたらあなたはどうしますか？

### 強い揺れを感じたら

まずは、**自分の身の安全**を守ることが重要です。

落下物から身を守るため、机の下などに**身を隠して**ください。机がない場合や屋外にいて、その場から動けない場合は、本やカバンなどを頭の上にかざし、低い姿勢で**頭を守って**ください。



### 揺れが収まったら

余震に警戒しながら、ドアや窓を開けて**避難経路を確保**してください。

避難時は、ブレーカーを落とし、ガスの元栓を閉めることを推奨していますが、一番大切なのは**あなたの命**です。無理せず素早く避難しましょう。



### あわてず、落ち着いて

自分の安全が確保出来たら、**家族や隣近所の人**の安否を確認しましょう。

大きな地震が発生したら、冷静に対応することが難しくなります。

しかし、**一瞬の判断が生死を分ける**こともあるので、地震が起きても「あわてず、落ち着いて」行動しましょう。



## “計画的”に防災・減災対策

近い将来、必ず発生すると言われていた巨大地震。もし地震で住宅等が倒壊してしまったら、あなたは家の下敷きになるかもしれません。さらに、倒壊した住宅等が道路を塞ぎ、緊急車両の通行を妨げてしまう恐れも。

愛媛県・松野町では、住宅に関する補助金制度を整備しています。計画的に住宅等の耐震化を行い、防災・減災対策に努めましょう。

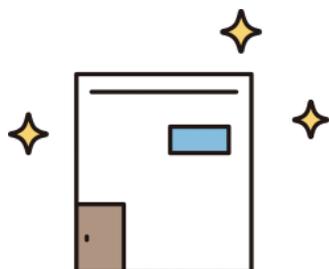
【問合せ先】 建設環境課 ☎0895-42-1115

### ご自宅の耐震性能を調べてみませんか

松野町では、愛媛県と共同でアクションプログラムを策定し、木造住宅の**耐震診断・耐震設計・耐震改修工事**に係る費用の一部を補助しています。

【募集期間】

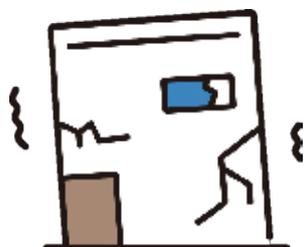
令和6年4月～12月末(受付は先着順。予算がなくなり次第締切)



### 放置している危険な空家を所有していませんか

近年、少子高齢化による人口減少を背景に、空家は増加傾向にあります。

町では、安全・安心な住環境づくりを促進するため、老朽化した危険な空家住居の除却を行う人に対し、**除却費の一部(最大80万円)**を補助しています。



### ブロック塀等安全対策事業

崩壊したブロック塀等は、道路の復旧作業に支障を来すことから、危険なブロック塀の除却・新設費用の一部(最大30万円)を補助し、災害に強いまちづくりを進めています。



“今すぐできる” 防災・減災対策

災害を完全に防ぐことはできません。しかし、被害を減らすことはできます。災害が起こる前に、家族と一緒に今すぐできる防災・減災対策をしていきましょう。

**避難場所の確認**

各家庭に配布しているハザードマップには、風水害や地震災害、大規模火災など、災害ごとの避難所・避難場所を記載しています。

家族で一緒に確認しましょう。



**防災リュックの準備**

災害時に持ち出す貴重品や食料、日用品の準備は出来ていますか。

防災リュックは、寝室や玄関に置き、緊急時にすぐ持ち出せるようにしましょう。また、日頃から中身のチェックをしましょう。



**家族の安否確認**

災害が起こったら、電話が使えない可能性があります。

災害用伝言サービスなどの使用方法を、事前に確認しておきましょう。



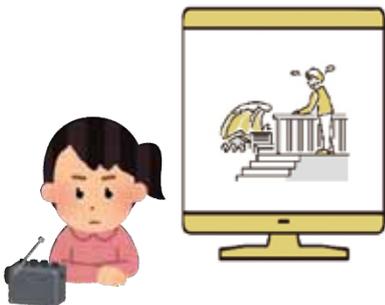
正しい情報を掴む

混乱した被災現場では、信ぴょう性のない情報が広まる場合があります。正しい情報を掴み、落ち着いて行動しましょう。

**テレビやラジオから**

テレビが映るようであれば、テレビをつけてください。

停電や避難のことを考えると、ラジオが望ましいですが、自分の周辺の情報が分かりにくいことがあります。



**SNSは慎重に**

近年、災害時にSNSへ被害状況を投稿する人が多く見られます。

SNSは誰でも簡単に使用できて、便利なコンテンツですが、個人のSNSには誤った情報もあり、それが悪意なく拡散されてしまうことも多くあります。

災害時は、注意して利用しましょう。



**事前に確認しよう**

さまざまな方法を使っても、自分の欲しい情報が手に入るとは限りません。災害が起きたとき、どんな危険があるのか、どう行動したらよいかなど、事前に確認することで、情報不足を補えることがあります。

**災害時の  
公式情報発信ツール**

- ・松野町公式ホームページ
- ・行政放送
- ・防災アプリ



# 愛媛FC 1市町1選手応援事業

愛媛FC、激闘J2リーグ

**5/25 土 13:55** キックオフ  
vs 栃木SC

**6/8 土 18:00** キックオフ  
vs 水戸ホーリーホック

**6/16 日 18:00** キックオフ  
vs 清水エスパルス

【会場】ニンジニアスタジアム（とべ動物園よこ）

6/16（日）は中予にお住まいの方は全員チケットが  
お得になる松山広域デー！（詳細はホームページ）

## 松野とれたて情報!



ナメダ  
ンゴの  
ちゃん

令和3年から3年間、松野町の“とれたて”な情報を皆さんにお届けしてきた、地域おこし協力隊 松本隊員が5月末で卒業することになりました。

卒業するにあたり、蕨生真土集会所で3日間、せいけ（松丸）で3日間の計6日間にわたり、展示型の卒業成果報告会が行われました。会場には、過去に作成した作品や、町内で撮影した写真などが展示されていました。来場者には松本隊員の想いが込められた「まつの」というタイトルの小さな冊子がプレゼントされていました。



地域おこし協力隊  
松本隊員

松本隊員から読者の皆さんへ

5月末で地域おこし協力隊を卒業する松本綾乃です。  
3年間の活動の軸としては、道の駅で広報として活動させていただきました。

また、保健福祉課と社会福祉協議会とで毎日気軽にできる「毎日体操」を制作したり、町のイベントのお手伝いなどもさせていただきました。

活動中や活動以外でもたくさんの町民の皆さんに支えていただきました。

道端で声をかけていただいたり、立ち話をしたり、なにげないことが私にとってはとてもうれしくありがたかったです。

卒業後も松野町で暮らします。変わらず町民の皆さんと関わっていけたらと思います。

ひとまず、3年間本当にありがとうございました。  
これからも宜しくお願いします！



## ようこそ！町長の部屋へ

### ○ 道の駅「虹の森公園まつの」が全国2位(令和6年4月23日更新)

皆さん、4月22日は「道の駅の日」ということをご存じでしょうか。平成5年4月22日に、最初の道の駅103カ所が登録されたのが由来とのことです。今では全国に1,200を超える道の駅ができ、観光や交通の拠点として、また新鮮な野菜や魚介類の売り場としてにぎわっています。

いわば市町村の顔ともいえる道の駅ですが、松野町の道の駅「虹の森公園まつの」に関してうれしいご報告があります。リクルート社が発刊する「じゃらん」という旅行情報誌の中で、「行ってみたい遊べる道の駅ランキング」が発表され、なんと「虹の森公園まつの」が全国2位にランクインしました！

「虹の森公園まつの」は平成9年のオープンで、松野町にとって命運をかけた町政史上最大規模の地域活性化プロジェクトでした。私も担当者のひとりとして事業に携わりましたが、費用対効果や採算性、特に淡水魚水族館の「おさかな館」の運営についての厳しい指摘もあり、とても苦労した記憶があります。

また、30年近い経営の中では、西日本豪雨災害やコロナ感染症拡大で一時営業ができなくなり、収支の悪化で存続が危うくなるなど辛い時期も何度かありました。しかし、従業員の皆さんの奮闘と出荷者など地域の皆さんのご支援ご協力で危機を乗り越え、昨年オープンした「&ぱん」の人気もあり、ようやく令和5年度の売上は西日本豪雨災害前のレベルに戻り、一安心しているところです。

今回のランクインは、「おさかな館」でのカワウソやペンギンの飼育展示や、ガラス工房での吹きガラス体験、トマトの収穫体験などが評価されたものです。これをきっかけに、さらに魅力のある、皆さんに愛される道の駅になるように、運営母体である「まちづくり松野」の従業員の皆さんとともにがんばっていきます。

おさかな館のアイドル♥カワウソとペンギン



地元で採れた新鮮野菜と果物が並ぶかごもり市場



プロ仕様のグリルで楽しめる BBQ !



遊び疲れたら、“&ぱん”でほっと一息



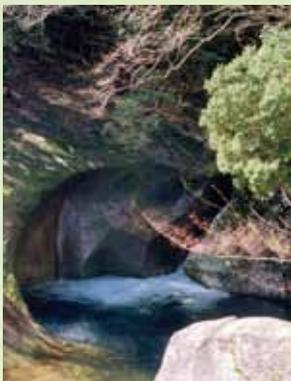
保育園  
コーナー

🐟🐟🐟 元気に育ってね！ 🐟🐟🐟

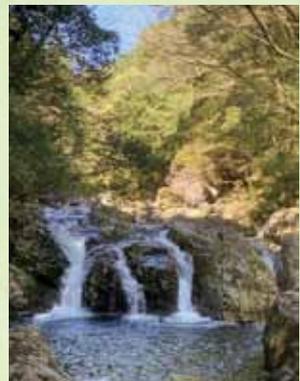
4月26日(金)、虹の森公園河川敷で、アユの放流が行われました。  
 参加した虹の森まつの保育園の園児らは、「元気に育ってね！」と声を掛けながら、広見川へアユの稚魚を放流しました。  
 今回放流された稚魚は、一度海へ下り、産卵の時期になると広見川へ戻ってくる予定です。



自然音と健康について



松野町に来て1年が経ちます。移住して一番に感じたことは、松野町は家にいながら自然を感じられる音にあふれている、とても良い環境だということです。朝起きて、鳥の鳴き声と近くを流れる川の音が聞こえる。このことは自然に健康になれる環境要因の大切な一つだと思います。



自然音がなぜ健康によいのか？は以下の理由によります。

- ・音域がピアノの音域より広く、耳では聞き取れない周波数音域まで(10万Hz以上)含まれる。  
 ※たくさんの周波数の音が同時になっている。
- ・いつも穏やかに変化する「1/f ゆらぎ」とよばれる特性があり、心地よいと感じる。
- ・倍音が多く含まれる。

この要素により、リラックスでき心地よいと感じられるのです。

また川のせせらぎや鳥の声虫の声などを心地よいと感じる感性は、自然と調和し、慈しみ、季節の変化を楽しむという自然観からくる日本人独自の感覚でもあるようです。

このような豊かな環境と、私たちがもともとの文化から習得している感覚を利用して、日常生活から健康づくりをしていきませんか？

そしてたまには、「森の国松野町」の豊かな森に入って自然音をいつもよりたくさん身体にあびてみてはいかかでしょうか？

保健福祉課 コミュニティナース 前田



## 令和版

### 山城作業日記 河後森城からこんにちは - 1 -

現在、河後森城は大きな節目を迎えています。昭和の時代から始まった発掘調査、そして平成9年の国の史跡指定を経て、今年3月に第1期の整備工事が完成したのです。整備は、町内外の皆さんに城の価値を知ってもらうことを目的に実施したもので、見学会や体験学習会等の各種行事の開催や平成29年の続日本百名城への選定等を契機として、現在では多くの人が史跡に足を運んでくれるようになってきました。

一方で、今後一層の活用を進めていくためには、これまで長きにわたり実施してきた発掘調査の総括や整備内容の点検が急務となっています。教育委員会では現在、その取りまとめ作業を行っていますが、詳細なデータの分析や各専門家からの指導の結果、城をめぐる新たな発見や見通しが得られるようになってきました。

本コーナーでは、その具体的な成果について、順次ご紹介していきたいと思います。これまで、なぜ、この松丸の地に人々が集まり暮らし続けてきたのか、そのルーツをたどる時、生命や財産を守る場として、また政治・経済の中心地として築かれた城の存在を抜きに語ることはできません。温故知新、河後森城に学ぶことは、きっと松野の将来を考える一つの手がかりになるはずです。(続く)



河後森城と松丸のまち



見学会の様子

## 令和6年度滑床山開き

4月23日(火)、滑床溪谷で「滑床山開き」の神事・式典が執り行われました。

当日はあいにくの天候となりましたが、雨に濡れ、より鮮明となった新緑は一層美しい景色をみせていました。今回は「滑床アウトドアセンター万年荘」建替え前の最後の山開きということもあり、万年荘内で関係者約60人が出席し、入山者の安全と観光振興を祈願しました。

神事では、滑床でキャニオニングや宿泊・体験活動を行っている団体等が、安全に活動を行えるようお願いを受け、関係者らが玉串を捧げたほか、森の国緑の少年隊(松野西・東小学校4年生)によるアマゴの稚魚放流も行われました。

式典終了後は、四万十川森林ふれあい推進センターによる、森の国緑の少年隊を対象とした森林教室が開催され、「この森にあそび この森に学びて あめつちの心に近づかむ」を体感しました。





人権の広場

ぼくの家ぞく

小学二年

ぼくは、五人家ぞくです。お父さんは、せが高くてりょう理がじょうずです。お母さんはやさしくて、妹や弟のせわをしています。妹は、はしるのがはやくて、絵をかくのがとくいです。弟は、車とたべっこどうぶつというビスケットが大すきです。

ある日、ぼくがねている間にお父さんはおなががものすごくいたくなつたそうです。なかなかおらなかつたので、びょういんに行つたら、おなかのびょう気になっていました。お父さんは、手じゅつをすることにになりました。ぼくは、とつぜんのことでもしんぱいになりました。

お父さんがいなくて、こまることがたくさんありました。お父さんがしているお店を休まなくてはいけませんでした。車がなくて、かいるにも行けませんでした。でも、ぼくは、お父さんがいない間、できることをがんばろうと思いました。お母さんが、ごはんを作ったり、せんたくをしたりしてくれました。だから、いつもお母さんがしていた妹や弟のおせわをしました。いっしょにあそんだり、ねかじつけたりしました。いつもはお父さんがしていたにわとり小やのそうじもしました。にわとり小やのそうじは、とても大へんです。下にはごみがたくさんあるし、そのごみを手でとらないといけません。にわとりがあばれてうまくそうじができませんでした。犬のこ口のさんぽもいつもはぼくとお父さんで一回ずつ行っています。この時は、ぼくが二回行きました。お父さんは、ぼくたちのために、毎日いるいるなことをしてくれているんだなと思いました。

お父さんの手じゅつは、ぶじにおわって、二日でたいいんすることができました。お父さんが家に帰ってきたら、お母さんも妹も弟もうれしそうでした。ぼくもとてもうれしかったです。

お父さんが家にいたら、とてもあん心します。ぼくは、お父さんみたいに、何でもできるようになりたいです。そして、お父さんやお母さんがいない時は、かわりにたくさんのお手つだいをして、家ぞくをにこにこえ顔にしたいです。



写真は本文と関係ありません

まちの投句箱

葛句会 4月例会句会

於 松野町役場庁舎2階

境内に桜百本昼の月

谷 きよし

子の如く手塩にかけし藤開く

稲谷キミコ

ひと山をうづめ尽くせし山桜

岩崎 淳美

藤の下絵を描く友を偲びけり

金谷 重子

木々芽吹く田植機渡る沈下橋

ひのたいら

俳句ポスト投句作品優秀句 4月投函分

4月の俳句ポスト入選句はありませんでした。

選者 葛句会会長 谷きよし

町の人口 令和6年4月30日現在 ※外国人を含みます

世帯数 1,910世帯(-3世帯)

総人口 3,521人(-14人)  
男1,673人 女1,848人  
(4月中の異動)

○出生 0人 ○死亡 5人  
○転入 28人 ○転出 37人

## 予土線利用促進対策協議会よりお知らせ

予土線利用促進対策協議会で実施した「JR 予土線川柳 FINAL」と「JR 予土線絵画コンテスト FINAL」では、川柳 1,380 点・絵画 139 点の応募がありました。ここに紹介しているキッズ部門の他にも、青春部門、大人部門があり、受賞した作品は松野町ホームページに掲載していますのでぜひご覧ください。

### 第 10 回「JR 予土線川柳 FINAL」入賞者



#### 【きらきらキッズ部門】

大賞	予土線の ガタンゴトンが 宝物	田村 英さん (岡山県)
大賞	しんかんせん なんかもおそいぞ よどせんだ	松比良 幸さん (松野町)
入選	予土線で 通ってみたい 高校へ	高田穂太郎さん (松野町)
入選	予土線の えきで出会った ねことぼく	平野 博基さん (鬼北町)
入選	母と乗る 宇和島行きの新幹線	吉田 蓮さん (松野町)
入選	トロッコの にこにこえがお たからもの	久保田万結さん (鬼北町)
入選	よどせんの まどからみつけた ばあばの畑	新改 凛さん (松野町)

色紙絵：松浦明郎 氏



### 第 7 回「JR 予土線絵画コンテスト FINAL」入賞者



#### 【きらきらキッズ部門】

大賞



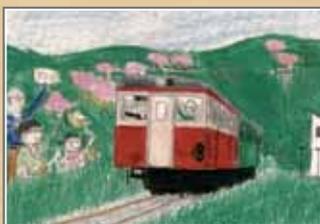
ペンネーム：ぜいゆ さん (松野町)

大賞



福原 遙 さん (松山市)

入選



佐々 英春 さん (高知市)

入選



平野 博基 さん (鬼北町)

入選



平野 結利恵 さん (鬼北町)

入選



ペンネーム：みひろ さん (松野町)

入選



ペンネーム：エリンギ さん (鬼北町)

農業委員会だより (6月号)

農地の所有権の取得について

農地を耕作目的で取得する場合には、農地法第3条の規定により農業委員会の許可を得なければなりません。これは農地法の趣旨に則って、投機目的等の農地の権利移動を規制し、農地の保全と農地利用の効率化によって農業振興を図るためです。そのため、許可を得ていない売買は効力が生じないとされており、対価を支払ったとしても所有権の移転が出来ない場合もあるため、契約を締結するには注意が必要です。

また、許可を得るためには、農地法第3条第2項に定められた6つの不許可要件全てに該当しないことが必要であり、世帯員等に農業に常時従事する人がいない場合や、農地の取得後において耕作権を有する全ての農地を効率的に耕作すると認められない場合等は許可を得ることができません。

農地法の手続き等で不明な点がございましたら、農業委員会事務局までお気軽にお問い合わせください。

【問合せ先】

農業委員会事務局

☎0895・42・1114

各種無料相談所の開設について

1 行政相談

【日 時】 6月10日(月)10時～12時

【場 所】 松野町役場2階

【内 容】 行政に関する苦情や要望

【相 談 員】 山崎 ルリ子(行政相談委員)

2 心配ごとと法律相談(弁護士相談)

【日 時】 6月14日(金)10時～12時

【場 所】 社会福祉協議会(JR松丸駅横)

【内 容】 心配ごとと法律相談

【相 談 員】 弁護士

※予約が必要です。

3 人権相談

【日 時】 6月3日(月)10時～12時

【場 所】 6月10日(月)10時～12時

【内 容】 松野町役場1階

【相 談 員】 人権相談

【相 談 員】 人権擁護委員

7月1日が納期限の税目等

町県民税

第1期

納付書により現金で納付をしていただく人には、6月中旬に納付書を送付します。(町県民税については、今年度分まとめて送付しますので、各納期限までに納付をお願いします)

コンビニエンスストアやスマホアプリ(詳細は納付書裏面に記載)でもお支払いいただけます。

口座振替を御希望の人は、『口座振替申込書』を金融機関へ提出してください。

紛失された場合等は、役場町民課賦課徴収係へお問い合わせください。

※『口座振替申込書』は役場の他に、関係金融機関にも設置しています。

【問合せ先】

町民課 賦課徴収係

☎0895・42・1112

「難病医療相談」の御案内

難病の患者に対する医療費等に関する法律が施行され、令和6年4月から対象疾患が341疾病に拡大されました。

宇和島保健所では、難病の患者さんや家族の療養生活などに関する相談を行っています。お気軽にご相談ください。

【日 時】 毎月第3火曜日13時30分～16時

(1人1時間程度)※祝日の場合は第3火曜日

【場 所】 南予地方局2階カウンセリング室

【担 当 者】 保健師(相談内容に応じて、医師・栄養士・歯科衛生士などが対応します。)

【方 法】 来所による面接(予約制)

※事前にお電話ください。

【問合せ先】

宇和島保健所 健康増進課 難病・母子保健係

☎0895・22・5211(内線268)

令和6年度愛媛県不正大麻・けし撲滅運動の実施について

大麻やけしによる事件の発生は、依然として後を絶ちません。県では、4月1日から6月30日までの3か月間を「不正大麻・けし撲滅運動」の実施期間と定め、不正栽培や自生している大麻・けしを全面的に撲滅し、大麻・けしに関する知識の普及を図っています。

不正な大麻・けしを発見した場合には、宇和島保健所または最寄りの警察署などへご連絡ください。

【問合せ先】

宇和島保健所企画課

☎0895・22・5211

「愛顔感動ものがたり」作品募集

愛顔あふれる「エピソード」「写真」「映像」を募集しています。

優秀作品には賞金があります。皆さんからの応募をお待ちしております。

【募集期間】  
令和6年9月20日(金)まで  
※映像部門は11月30日(土)まで

【問合せ先】  
県文化振興課  
TEL 0899・947・5480  
FAX 0899・913・2617



**愛媛県介護支援専門員（ケアマネジャー）実務研修受講試験**

6月13日(木)から受験案内を県社会福祉協議会、各市町社会福祉協議会、県庁長寿介護課、各地方局地域福祉課で配布します。

【試験日】 10月13日(日)10時～

【場所】 アイテムえひめ

【受験料】 10,600円

【受験資格】 医師、保健師、看護師、介護福祉士等で、当該業務に5年・900日以上従事した人等

【申込み期間（受験案内配布期間）】 6月13日(木)～7月12日(金)

※特定記録郵便

【申込・問合せ先】 県社会福祉協議会 ☎089・921・5140

※受験資格等詳細については、受験案内をご確認ください。



**「ひきこもり相談」のご案内**

宇和島保健所では、保健師がひきこもりに悩んでいるご本人及びご家族からの相談に対応しております。一人で悩まないでまずはご相談ください。

【日時】 月～金曜日（祝日・年末年始を除く）午前8時30分～午後5時15分

【対象者】 原則としてひきこもりの本人が18歳以上である場合の本人及び家族

【相談方法】

電話相談（随時）もしくは来所相談（予約制）  
【費用】 無料

【申込・問合せ先】 宇和島保健所健康増進課 ☎0895・222・5211  
（内線275・283）

**松山東高等学校通信制課程 後期入学（10月入学）生徒募集**

【出願期間】 9月2日(月)～9月9日(月)必着  
※本人以外には募集要項（入学願書）をお渡しできません。

詳細は、左記までご連絡ください。

【問合せ先】 松山東高等学校通信制課程 ☎089・845・0131

**JICA海外協力隊募集！「人生なんてきっかけひとつ」**

独立行政法人国際協力機構（JICA・ジャイカ）は、開発途上国で現地の人々と一緒に生活をしながら、互いに学びあい、人づくり国づくりに参加できるボランティアを募集しています。

【応募受付期間】 令和6年5月17日(金)～7月1日(月)

【JICA海外協力隊2024年春募集説明会】 詳細については以下問合せ先か、ウェブサイトからお願いたします。

【問合せ先】 青年海外協力協会 JOCA大阪（業務委託先） ☎06・4860・7700  
E-mail: boshu-osaka@joca.or.jp

JICA 海外協力隊 ウェブサイト



**令和6年度（令和5年中）所得・公課証明書の発行可能日等について**

最新年度の証明書発行は次のとおりです。

対象者	発行可能日
給与から町県民税（住民税）が天引きされている人	令6.5.8（水）～
町県民税（住民税）を自身で納付する、または年金から天引きされている人	令6.6.14（金）～

※令和5年度以前の証明については、随時発行出来ます。

※給与天引き及び年金天引きの両方がある場合は、年金から天引きされている人に分類されます。

【問合せ先】 町民課 賦課徴収係 ☎0895-42-1112

**皆さんの声を聞かせてください**

町政などに対するご意見・ご要望は、総務課までお寄せください。

【提出・問合せ先】

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸343

総務課 ☎0895-42-1111 ✉m-soumu@town.matsuno.ehime.jp

暮らしに役立つ

## 医療・保健福祉情報コーナー

### 糖尿病にならないために！

糖尿病は、「インスリン」というホルモンがうまく働かなくなり、血液中を流れるブドウ糖が増え、血糖値が高い状態が続いてしまう病気です。

最も重要な糖尿病予防は、肥満防止、つまり太り過ぎないことです。そのためには、食事の量と栄養バランスに気をつけることが大切です。

糖尿病予防で、もう一つ大切なことは、無理のない適度な運動です。運動は身体の中性脂肪を減らし、筋肉をつけることで基礎代謝量の多い身体をつくります。

もし糖尿病になってしまった場合には、血糖値を下げる薬の服用やインスリン注射の治療が必要となり、治療は一生に渡って続きます。そのため、自己管理がとても大切です。

治療中であっても、健康な人と変わらない生活をすることは可能ですが、糖尿病の危機を回避するために、栄養バランスの良い食事と適度な運動を心がけて日々の生活を送るようにしましょう。

松野町中央診療所看護師

### 中央診療所ドクターより

糖尿病は、自覚症状がないまま進行して、合併症を起こすことが問題です。

中でも網膜症（ものが見えにくくなる→失明）・神経障害（しびれなどの神経の麻痺→壊疽）・腎症（タンパク尿やむくみ→慢性腎不全）等が、糖尿病特有の「三大合併症」と呼ばれています。血糖値が高い状態が続くことによって細い血管の障害が引き起こされ、発症します。

糖尿病は、放置してはいけません。血糖値等気になる人は、まずお気軽にご相談ください。



### ○発熱外来診療（要連絡）

発熱や咳、鼻水等、風邪症状がある場合は、診療時間内にまずは電話で連絡をお願いします。

※午前の部 10:30～ 午後の部 15:00～（発熱外来の受付は15時まで）

### ○中央診療所外来診療

		月	火	水	木	金
検査		随時、予約制				
午前	1診	羽生田医師	羽生田医師	—	羽生田医師	交代
	2診	窪田医師	—	窪田医師	窪田医師	
午後	2診	交代	県立中央病院 杉山医師	西予市民病院 塚原医師・水口医師	交代	

※都合により変更になる場合があります。

### ～中央診療所の外来診療時間～

受付時間 8:30～11:30 13:30～16:30

診療時間 9:00～12:00 14:00～17:15

○診療の際は、マイナンバーカードをご掲示ください。

○土・日・祝祭日・年末年始は休診です。（開業医、休日当番医をご確認ください）



## 国民健康保険・後期高齢者医療保険加入者の皆さん

### 特定健康診査受診券(健康診査受診券)を利用して受診した人間ドックの「がん検診」で、補助が受けられます

#### ◎ 対象者は？

松野町に住民票があり、松野町国民健康保険又は愛媛県後期高齢者医療保険の加入者で、特定健康診査受診券(健康診査受診券)を利用して、人間ドックを受診した人が補助を受けられます。

※ ただし、上記に該当しても、

- ・同一年度に勤務先等で健康診断・がん検診を受けた人
- ・同一年度に町が実施するがん検診を受診した人
- ・国民健康保険税や後期高齢者医療保険料の納付が完了していない人は、対象となりません。

#### ◎ 年齢は？

40歳以上(年度末年齢 令和7年3月31日時点)

#### ◎ 補助対象のがん検診は？

- ・胃がん検診(胃部X線検査)
- ・大腸がん検査(便潜血検査)
- ・胸部検診(胸部X線または肺CT検診)
- ・子宮頸がん検診(頸部細胞診)
- ・乳がんマンモグラフィ検診
- ・前立腺腫瘍マーカー(P S A検査・年度末年齢50歳以上)

#### ◎ 補助額は？

受診した上記がん検診に係る実費(健診機関等で支払った額)を上限に、個別にお知らせします。

#### ◎ 受診できる健診機関、医療機関は？

特定健康診査受診券(健康診査受診券)が利用できる、人間ドックとして総合的な検査、診断を実施している県内の健診機関、医療機関になります。

例)・市立宇和島病院

・J C H O宇和島病院

・愛媛県総合保健協会

・J A愛媛厚生連(とう・げん・きょうドック) など

受診可能な健診機関、医療機関については、担当へお問合せください。

#### ◎ 申請期日は？

人間ドック受診年度の末日(令和7年3月31日まで)

受診後、早め(概ね1か月以内)に申請してください。

※ 申請期日(令和7年3月31日)を過ぎた場合は、補助が受けられませんので、必ず期限内にお手続ください。

#### ◎ 申請について

以下の書類をご用意のうえ、保健福祉課(保健センター内)でお手続してください。

- ・松野町人間ドックがん検診等費用補助金交付申請書兼請求書(受診券と一緒に渡します。)
- ・医療機関、健診機関が発行した人間ドックに要した費用の明細領収書(原本)
- ・受診した人間ドックの結果表(原本)
- ・健康保険証(保険証と連携したマイナンバーカードは不可)
- ・振込先のわかるもの

#### ◎ その他

町のがん検診等を重複して受診した場合、松野町国民健康保険又は後期高齢者医療の資格を失ってから受診した場合などは、補助金を返還していただきますので、ご注意ください。

#### ◎ 人間ドック受診の前に

- ・特定健康診査受診券(健康診査受診券)は、保健福祉課で受付・発行します。人間ドック受診前に、担当へご連絡ください。
- ・人間ドック受診時に受診券を提出して、支払いを済ませてください。
- ・受診券を紛失した場合、再発行はできません。
- ・受診券を持参せず人間ドック費用を支払った場合は、補助の対象外となります。

健診結果から特定保健指導などの対象となった人は、町から連絡します。

医師・保健師・管理栄養士からの結果説明、保健指導に基づき、健康管理に努めましょう。

## 令和6年度から介護保険料が一部変更になります

令和6年の制度改正で、国が定める標準の所得段階が見直されたことに伴い、松野町でも保険料の見直しを行いました。

### ①所得段階の見直し

これまで9段階だった保険料の段階を、高所得の人に応分負担を求めるため、13段階に変更しました。(第9段階が、所得に応じて5段階に分けられます。)

### ②低所得の方の保険料軽減

第1段階から第3段階までの市民税非課税世帯の人の保険料を軽減しました。

### ● 所得段階別介護保険料

対象となる方		R6～8年度		R3～5年度	
		所得段階	保険料(年額)	所得段階	保険料(年額)
生活保護受給者の方		第1段階	<u>21,200円</u>	第1段階	22,300円
世帯全員が町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額※の合計が	80万円以下の人	第1段階	<u>21,200円</u>	第1段階	22,300円
	80万円超120万円以下の人	第2段階	<u>36,100円</u>	第2段階	37,200円
	120万円超の人	第3段階	<u>50,900円</u>	第3段階	52,100円
世帯の誰かに町民税が課税されているが、本人は町民税非課税で前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が	80万円以下の人	第4段階	66,900円	第4段階	66,900円
	80万円超の人	第5段階	74,400円	第5段階	74,400円
本人が町民税課税で前年の合計所得金額が	120万円未満の人	第6段階	89,200円	第6段階	89,200円
	120万円以上210万円未満の人	第7段階	96,600円	第7段階	96,600円
	210万円以上320万円未満の人	第8段階	111,500円	第8段階	111,500円
	320万円以上420万円未満の人	第9段階	126,400円	第9段階	126,400円
	420万円以上520万円未満の人	第10段階	<u>141,200円</u>		
	520万円以上620万円未満の人	第11段階	<u>156,100円</u>		
	620万円以上720万円未満の人	第12段階	<u>170,900円</u>		
720万円以上の人	第13段階	<u>178,400円</u>			

※合計所得金額 「収入」から「必要経費など」を控除した額です。所得段階が第1～5段階の人の合計所得金額は年金収入に係る雑所得差し引き後の金額です。分離譲渡所得がある人の合計所得金額は、特別控除差し引き後の金額です。

【問合せ先】町民課 ☎0895-42-1112

## 障害者差別解消法が変わりました！

### 令和6年4月1日から合理的配慮の提供が義務化されました！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者※による障害のある人への**合理的配慮の提供が義務化**されました。

障害のある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら共に生きる社会の実現に向け、事業者の皆さまもどのような取組ができるか、考えていきましょう！

※「事業者」とは、

- 「事業者」とは、商業その他の事業を行う企業や団体、店舗であり、目的の営利・非営利、個人・法人の別を問わず、同じサービス等を反復継続する意思をもって行う者となります。
- 個人事業主やボランティア活動のグループなども「事業者」に入ります。

## 合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障害のない人は簡単に利用できても、障害のある人にとっては利用が難しく、結果として障害のある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障害のある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障害のある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
  - ① 行政機関等と事業者が、
  - ② その事務・事業を行うに当たり、
  - ③ 個々の場面で、障害のある人から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
  - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
  - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。
- 合理的配慮の提供に当たっては、障害のある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。



保健福祉課 障がい福祉係 (☎0895-42-0708)

## 人権擁護委員の日

6月1日は、人権擁護委員法が施行された日です。

私たちの町の相談パートナーである人権擁護委員は、人権を侵害された被害者の救済や人権相談活動のほか、人権尊重思想の普及・高揚を図るための啓発活動に取り組んでいます。

差別、嫌がらせ、暴行、虐待、体罰、いじめ、プライバシーの侵害など、人権問題でお困りの人は、近くの人権擁護委員にご相談ください。

相談は無料で、秘密は固く守られます。

なお、人権相談専用ダイヤルは、次のとおりです（外国語人権相談ダイヤルのみ午前9時から午後5時まで、それ以外の相談は、午前8時30分から午後5時15分まで）。

子どもの人権に関する相談は「子どもの人権110番」

(☎0120-007-110)

女性の人権に関する相談は「女性の人権ホットライン」

(☎0570-070-810)

日本語を自由に話すことができない外国人は「外国語人権相談ダイヤル」

(☎0570-090-911)

それ以外の人権に関する相談は「みんなの人権110番」

(☎0570-003-110)

詳しくは、松山地方法務局 (☎089-932-0888) までお問い合わせください。

## 令和6年度 後期高齢者歯科口腔健康診査について

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の人を対象に、無料の歯科口腔健診を実施しています。お口の健康は、おいしい食事、楽しい会話はもちろんのこと、全身の健康にもつながります。ぜひ、歯科口腔健康診査を受診しましょう。

### ★対象者

愛媛県後期高齢者医療の被保険者の人

(被保険者とは75歳以上または、65歳から74歳で一定の障がいがあり、愛媛県後期高齢者医療広域連合に認められた人です。)

※ ただし、以下の人は対象外となります。

- 1 病院又は診療所に6か月以上継続して入院している人
- 2 障がい者支援施設、のぞみの園の設置する施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、介護保険施設へ入所・入居している人

### ★健診項目

- ① 問診
- ② 歯の状態(現在ある歯、入れ歯のかみ合せやかむ力の確認)
- ③ 口腔機能評価(口の中の健康診査)
  - ・舌の状態 ・えん下の状態(飲み込む力の確認)
  - ・口腔の状態(清掃状況やお口の乾燥状態等の確認) ・歯肉の状態
- ④ 保健指導

### ★受診方法

愛媛県後期高齢者医療広域連合に電話、または保健福祉課窓口でお申し込みください。クーポン券、受診票、質問紙、登録歯科医院一覧表をセットにして、広域連合から郵送いたします。(2週間程度かかります。)

※ 愛媛県後期高齢者医療から受診をお勧めする人には、クーポン券等を送付しています。

クーポン券等が届いたら、登録歯科医院一覧表を同封していますので、事前に電話等にて登録歯科医院にご予約のうえ、受診してください。

(愛媛県後期高齢者医療広域連合と愛媛県歯科医師会のホームページにも掲載しています。)

### ★受診期間

令和6年6月1日(土)～令和7年2月28日(金)

### その他注意事項

- 無料で歯科口腔健診を受診できるのは、1年度内につき1回です。  
重複受診が判明した場合は、費用を請求させていただきますのでご了承ください。
- 歯科口腔健診は無料ですが、その後に治療行為が行われる場合は、有料となりますのでご注意ください。
- 令和5年度から、訪問による後期高齢者歯科口腔健康診査が実施されています。  
骨折等で通院が難しい人や介護認定を受けている人が対象となります。詳細については、後期高齢者医療広域連合へお問い合わせください。

### 後期高齢者医療制度の歯科健康診査に関する問合せ先

愛媛県後期高齢者医療広域連合 事業課 保健事業係

電話(089)911-7739 FAX(089)911-7735 ✉info@ehime-kouiki.jp

ようこそ  
町長の部屋へ

～松野の将来を語る～

松野町長 坂本 浩



町公式ホームページ内の「ようこそ町長の部屋へ」では、町長のコラムを毎週更新しています。

ぜひ、ご覧ください。



## 子育て親子の交流の場 ～つくしんぼ～

松野町子育て支援センターでは、町内在住で、保育園に入っていない乳幼児と保護者などを対象に、地域の子育て家庭に対する育児のお手伝いを行っています。

子育てに関する相談や疑問に保育士が対応したり、講習会の実施、子育て中の仲間と情報交換したりするなど、親子で安心して遊べる場を提供しています。

子育ての仲間を作る場としてご利用ください。

- ・ **対象者**：概ね生後4か月以降の乳幼児と保護者の方が利用できます。

保護者同伴での参加をお願いします。

- ・ **開設日**：月曜日～金曜日（9：30～15：00）

※ 火曜日・金曜日（9：30～11：30）は、講習会や季節の遊び等を実施しています。

- ・ **場 所**：虹の森まつの保育園併設 松野町子育て支援センター

- ・ **電 話**：0895-42-0204

- ・ **参加費**：無料

♪講習等のない時間帯も、センターを自由解放していますので、お気軽にご参加ください。



## 日本年金機構を装った不審なメール・SMSにご注意ください！

日本年金機構を装った不審なメール（ショートメッセージサービス（SMS）を含む）が確認されています。日本年金機構からSMSによりお客様あてに連絡したり、個人情報の入力等をメールでお願いすることはありませんので、ご注意ください。

メール内容等に不審な点を感じる場合は、メール記載のリンク先にアクセスしないようお願いします。

日本年金機構ホームページを利用する際には、ブラウザのアドレス欄に、日本年金機構 <https://www.nenkin.go.jp> が表示されていることを必ずご確認ください。

【問合せ先】 宇和島年金事務所 ☎0895-22-5440

## 年金相談・手続きの際は、事前予約をお願いします！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談の予約を実施しています。

年金事務所の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望する人は、ぜひ予約相談をご利用ください。

申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（基礎年金番号通知書や年金手帳、年金証書）をご準備ください。

◆ **受付時間**：月曜日から金曜日（平日） 午前8時30分から午後5時15分

◆ **予約方法**：全国共通の予約受付専用電話「☎0570-05-4890」又はお近くの年金事務所へ電話・来訪時にお申し込みください。

【問合せ先】 宇和島年金事務所 ☎0895-22-5440

# 令和5年度 松野町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和5年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 3年度の人件費率
年度	人	千円	千円	千円	%	%
4	3,661	4,291,810	139,587	774,800	18.1	14.3

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

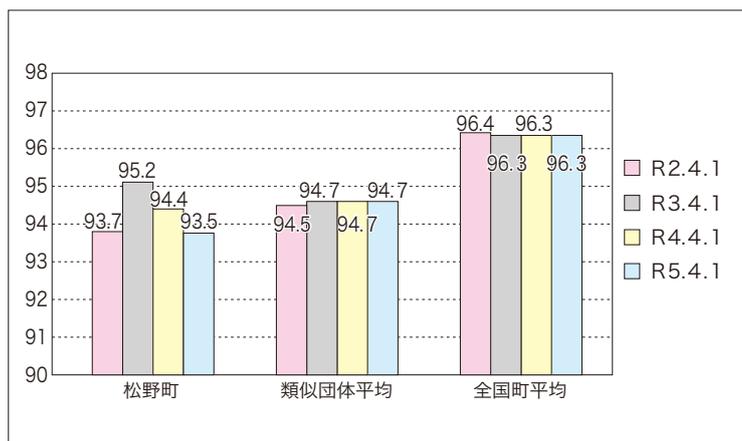
区分	職員数 A	給与			計 B	1人当たり給与費 B/A	(参考)類似団体平均 1人当たり給与費
		給料	職員手当	期末勤勉手当			
年度	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円
4	69	236,355	44,556	92,110	373,021	5,406	5,369

(注) 1 職員手当には退職手当を含みません。

2 職員数は、令和4年4月1日現在の人数です。また、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））及び会計年度任用職員は含みません。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含みません。

### (3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 ( ) 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。（補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給率) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。）

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

### (4) 給与改定の状況

人事委員会の設置なし

### (5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

給料表の見直し〔実施〕

給料表の改定実施時期 平成27年4月1日

- ・一般行政職の給料表について、国・県の見直しを踏まえ、平均2.1%引き下げ（最大3.7%）。
- ・激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

### (6) 特記事項 なし

## 2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和5年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
松野町	41.1歳	296,977円	360,458円	326,717円
愛媛県	42.7歳	316,104円	405,620円	346,253円
国	42.4歳	322,487円	404,015円	—
類似団体	41.0歳	292,377円	344,598円	319,247円

### (2) 職員の初任給の状況（令和5年4月1日現在）

区分		松野町	愛媛県	国
一般行政職	大学卒	189,461円	192,677円	185,200円
	高校卒	157,599円	159,710円	154,600円

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和5年4月1日現在）

区分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	250,600円	294,000円	324,900円
	高校卒	—	—	—

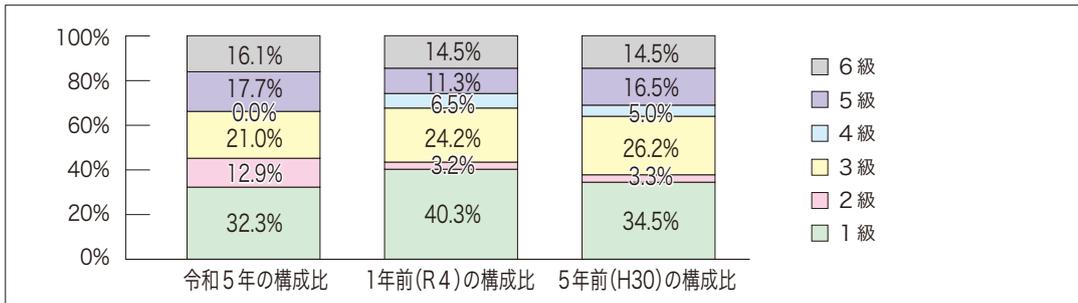
# 令和5年度 松野町の給与・定員管理等について

## 3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況（令和5年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給与月額	最高号給の給料月額
1級	主事	20人	32.3%	150,865円	248,862円
2級	主査	8人	12.9%	199,512円	305,751円
3級	係長	13人	21.0%	235,595円	351,785円
4級	課長補佐	0人	0.0%	267,356円	386,159円
5級	課長補佐	11人	17.7%	292,182円	395,004円
6級	課長	10人	16.1%	320,827円	412,292円

- (注) 1 松野町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。  
 3 平成26年に5級制から6級制に変更している。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分				
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		○
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

## 4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

松野町	愛媛県	国
1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,364千円	1人当たり平均支給額（令和4年度） 1,525千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40月分 勤勉手当 2.00月分 (1.35月分) (0.95月分)
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合です。

○ 勤勉手当への人事評価の活用状況

令和5年度中における運用	管理職員		一般職員	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
イ 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率				
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

# 令和5年度 松野町の給与・定員管理等について

## (2) 退職手当（令和5年4月1日現在）

松野町			国		
(支給率)	自己都合	定年	(支給率)	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分	勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709月分	47.709月分	最高限度額	47.709月分	47.709月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～20%加算			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 2～45%加算		

## (3) 地域手当 該当ありません

## (4) 特殊勤務手当（令和5年4月1日現在）

支給実績(令和4年度決算)		18,605 千円			
支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)		664,446 円			
職員全体に占める手当支給職員の割合(令和4年度)		30.4 %			
手当の種類(手当数)		6種類			
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績	左記職員に対する支給単価	
防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の疑いのある患者の救護等	0千円	1日につき	1,000円以内
行旅死亡人取扱業務手当	右記業務に従事した職員	行旅死亡人等の死体の収容作業等	0千円	1体につき	3,500円
動物等処理業務手当	右記業務に従事した職員	犬猫等の動物の死体処理、野犬等の捕獲	13千円	1件につき	300円
医師の特殊勤務手当	診療所に勤務する医師	研究技術手当	7,200千円	1月につき	300,000円
		夜間休日待機手当	7,310千円	平日の夜間	10,000円
夜間看護手当	診療所に勤務する看護師及び准看護師	夜間における看護等	4,081千円	1夜につき	7,000円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績 (令和4年度決算)	17,843 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)	270 千円
支給実績 (令和3年度決算)	15,107 千円
職員1人当たり平均支給年額(令和3年度決算)	232 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は「支給実績(令和4年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(支給対象とならない職員を除く)である。

## (6) その他の手当（令和5年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績(令和4年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(令和4年度決算)
扶養手当	・配偶者、父母等：6,500円 ・子：10,000円 ・扶養親族のうち特定期間にある子：1人につき5,000円加算	同		10,628 千円	236,188 円
住居手当	・借家、間借居住者 家賃23,000円以下： 月額から12,000円を控除した額 家賃23,000円超： 月額から23,000円を控除した額の2分の1 (控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円)を11,000円に加算した額	同		6,042 千円	208,368 円
通勤手当	・交通機関利用者で、片道2km以上 全額支給限度額：55,000円 2分の1加算限度額：20,000円 ・自動車等利用者／一般の場合 2～5km：2,000円 5～10km：4,200円 10～15km：7,100円 15～20km：10,000円 20～25km：12,900円 25～30km：15,800円 30～35km：18,700円 35～40km：21,600円 40～45km：24,400円 45～50km：26,200円 50～55km：28,000円 55～60km：29,800円 60km以上：31,600円	同		2,527 千円	57,438 円
管理職手当	・課長級：42,700円 ・課長補佐級：31,300円 ・診療所長：85,400円 ・診療所副所長：64,100円	異	組織が異なり比較できない	12,176 千円	468,323 円
管理職特別勤務手当	・課長級：8,000円 ・課長補佐級：6,000円 ・診療所長：8,000円 ・施設長：8,000円	異	組織が異なり比較できない	364 千円	14,000 円

# 令和5年度 松野町の給与・定員管理等について

## 5 特別職の報酬等の状況（令和5年4月1日現在）

区 分			支 給 額 等	(参考) 類似団体における最高/最低額
給 料	町 長		675,000 円/月	(810,000円/457,500円)
	副 町 長		535,500 円/月	(650,000円/440,000円)
報 酬	議 長		213,000 円/月	(360,000円/140,000円)
	副 議 長		178,000 円/月	(320,000円/115,000円)
	議 員		163,000 円/月	(300,000円/100,000円)
期末手当	町 長		(令和4年度支給割合)	3.30 月分
退職手当	町 長		(算定方式) 1ヵ月につき100分の46	(1期の手当額) 14,904,000円 (支給時期) 退職の翌月
	副 町 長		(算定方式) 1ヵ月につき100分の27	(1期の手当額) 6,940,080円 (支給時期) 退職の翌月

## 6 職員数の状況

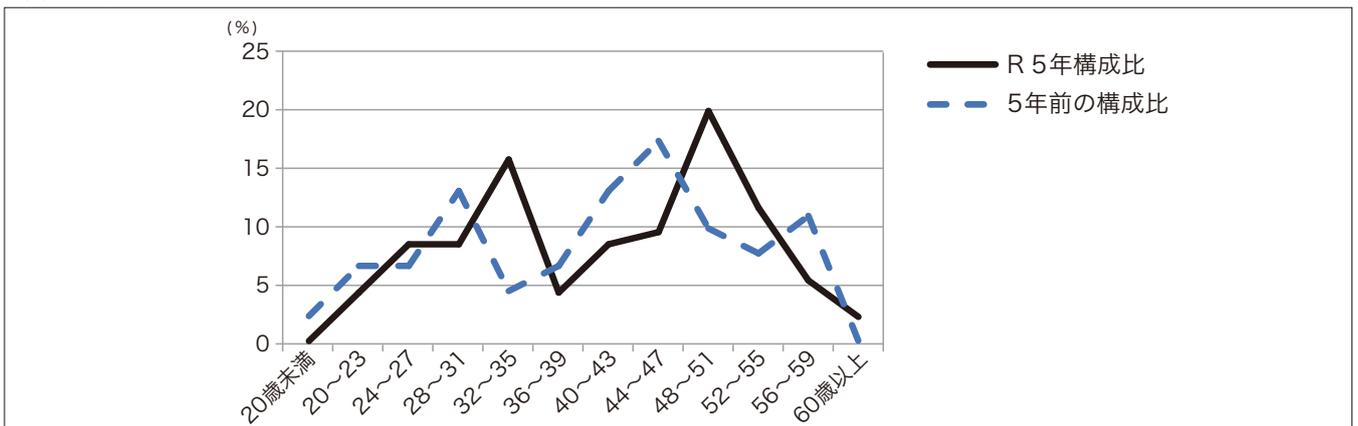
### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

部 門	区 分	職 員 数		対前年増減数	主な増減理由		
		令和4年度	令和5年度				
普通会計部門	一般行政部門	議 長	1	1	0	庁舎建設終了による減員  欠員補充	
		議 員	22	21	△1		
		議 員	2	2	0		
		議 員	15	15	0		
		議 員	10	11	1		
		議 員	7	7	0		
		議 員	2	2	0		
		議 員	3	3	0		
		計	62	62	0		(参考) 人口1万人当たり職員数 169.35人 ※類似団体の人口1万人当たりの職員数 221.45人
		教育部門	7	7	0		
小 計	69	69	0	(参考) 人口1万人当たり職員数 188.47人 ※類似団体の人口1万人当たりの職員数 257.87人			
特別会計部門	病 院	15	15	0	後期高齢者医療広域連合への派遣		
	水 道	2	2	0			
	そ の 他	6	7	1			
小 計	23	24	1				
合 計		92	93	1			
		[125]	[128]				

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。  
2 ( ) 内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況（令和5年4月1日現在）



区 分	20歳未満	20歳~23歳	24歳~27歳	28歳~31歳	32歳~35歳	36歳~39歳	40歳~43歳	44歳~47歳	48歳~51歳	52歳~55歳	56歳~59歳	60歳以上	計
職員数	0人	4人	8人	8人	15人	4人	8人	9人	19人	11人	5人	2人	93人

### (3) 職員数の推移

部門別	年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	過去5年の増減数/率	
一般行政		63	62	64	60	62	62	△1	△1.59%
教育		9	8	8	7	7	7	△2	△22.22%
普通会計		72	70	72	67	69	69	△3	△4.17%
特別会計		18	19	19	21	23	24	6	33.33%
総合計		90	89	91	88	92	93	3	3.33%

(注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

# 6月の森の国行事予定表



発行／松野町役場

編集／総務課

〒798-2192 愛媛県北宇和郡松野町大字松丸543  
0895・42・1111

URL: <http://www.town.matsuno.ehime.jp/>  
E-mail: [m-soumu@town.matsuno.ehime.jp](mailto:m-soumu@town.matsuno.ehime.jp)

日	曜日	予 定	休日当番医
1	土		
2	日		松崎クリニック ☎58-4828 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 富山医院 ☎45-0360
3	月	健康診査・がん検診／森の国ふれあいセンター／8:30～	
4	火		
5	水	粗大ごみ回収／吉野生公民館／9:30～11:00	
6	木		
7	金		
8	土	蛍の畦道ライトアップ／旧松野南小学校	
9	日	田休みの日	溜尾整形外科 ☎52-3133 上田小児科 ☎25-0100 藤森消化器内科クリニック ☎22-2266
10	月		
11	火		
12	水	粗大ごみ回収／目黒基幹集落センター／9:30～11:00	
13	木		
14	金		
15	土		
16	日		鈴木整形外科・外科 ☎52-0104 桑折小児科 ☎24-5633 清水内科・循環器内科 ☎22-1492
17	月	健康診査・がん検診／豊岡前公民館／8:30～	
18	火		
19	水	粗大ごみ回収／上家地集会所／9:30～11:00	
20	木		
21	金		
22	土		
23	日		口羽外科胃腸科医院 ☎32-5000 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 山下クリニック ☎22-5030
24	月		
25	火		
26	水		
27	木		
28	金		
29	土		
30	日		篠原医院 ☎45-3370 市立宇和島病院 小児科 ☎25-1111 山本内科医院 ☎22-5100



## ごみ収集日程表

可 燃 物	
月	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
火	松丸・吉野・蕨生・奥野川
水	
木	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
金	松丸・吉野・蕨生・奥野川

※吉野葛川地区…毎週火曜日

不 燃 物	資 源
月	松丸・吉野・蕨生・奥野川
火	
水	
木	
金	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒

※上 家 地…第1・第3金曜日  
※吉野葛川地区…第2・第4月曜日

PETボトル	びん・かん
月	
火	
水	町内全域
木	
金	

※上 家 地…第2・第4水曜日  
※吉野葛川地区…第1・第3水曜日

古 紙	
月	
火	延野々・豊岡・富岡・上家地・目黒
水	
木	松丸・吉野・蕨生・奥野川
金	

※上 家 地…第2火曜日  
※吉野葛川地区…第1木曜日

**混ぜればゴミ！  
分ければ資源！  
ゴミの減量化に  
ご協力ください！**

※休日当番医は、変更になることがありますので、新聞や電話等で確認し、事前に症状を説明し受診しましょう。